

仕様書

1 業務名

国立原爆死没者追悼平和祈念館令和6年度県外在住被爆者証言ビデオ制作業務

2 期間

契約締結日から令和7年3月15日まで

3 履行場所

(1) 収録

証言者が指定する場所

(2) 連絡調整・編集作業等

広島市内および長崎市内

4 業務内容

(1) 目的

被爆の体験を風化させることなく次世代へ継承するため、被爆後県外で生活し、現在も県外に在住する被爆者からその体験を聞き、その様子をビデオに収録し、館内で公開する。

また、平和学習資料として貸し出しを行うほか、インターネットにより公開する予定である。

(2) 収録予定人数・時期・スケジュール

証言者（収録予定者）は20人（うち広島被爆10名、長崎被爆10名）とし、スケジュールは別紙1「スケジュール」のとおり。ただし、証言者の健康状態等で収録をキャンセルすることがある。

証言者の居住地域別内訳は、以下のとおりである（居住地域及び内訳は変更されることがある。）。

東京都（4人）、千葉県（3人）、神奈川県（2人）、大阪府（4人）、岐阜県（3人）、福岡県（4人）

収録予定時期は原則6月中旬から11月下旬までの間とする。

(3) 執行体制

ア 受注者は、ビデオ収録及び編集技術に精通し、証言者との事前打ち合わせから、収録、編集及び発注者の担当者との連絡・調整を担当する業務責任者を選任する。

イ 受注者は、業務責任者とは別に映像の編集責任者兼インタビュアーとしてディレクターをおく。ディレクターはこれまでにインタビューをともなう地上波放送番組における番組・作品におけるディレクターの経験実績がある者とし、発注者の承認を得なければならない。プロポーザル時の提案から変更がない場合はその旨の申告で代えられるものとする。発注者は、ディレクター候補者が不適当と認める場合、受注者に対し、その変更を求めることができる。やむを得ない理由によりディレクターの変更がある場合は、事前に発注者に承認を得なければならない。

- ウ 受注者は、業務を執行する上で必要な原爆の知識等を事前に業務責任者及び編集責任者に習得させることとする。
- エ 受注者は、ビデオ収録や編集段階で必要と思われれば、仕様書に記載されていない技術的な情報も、適宜、発注者に積極的に提供し、確認しながら作業を進める。

(4) 証言者との事前打ち合わせ

- ア 受注者は、事前に証言者と必ず電話により打ち合わせを行う。その際に、収録のための訪問者数等の情報を知らせるとともに、収録日、収録場所の調整も行うこと。ただし、発注者がすでに連絡調整を行っている場合は、撮影収録直前の最終確認などになる場合がある。
- イ 事前打ち合わせでは、発注者から提供される事前アンケートや被爆体験記などの資料を参考にして証言者から電話で直接、被爆体験等を聞き、収録する証言内容を取りまとめる。(原則、事前アンケートは証言者が記入し発注者へ提出しているが、提出していない証言者もいる。) ただし、発注者がすでに連絡調整を行っている場合は、撮影収録直前の最終確認などになる場合がある。また、当日収録が可能な写真や、被災証明書などの参考資料を持参いただくよう、依頼しておくこと。
- ウ 証言内容は、概ね次の項目とする。
 - (ア) 被爆前の様子
 - (イ) 被爆時の状況
 - (ウ) 被爆後から現在までの生活等

※ (ウ) については、暮らしぶりそのもの、結婚、就職、子どもや孫に関するここと、闘病生活、平和への思い等の中から、証言者の体験にあわせて重点を絞り込み、証言してもらう。

- エ 受注者は、証言者と打ち合わせた内容を事前調査票(別紙2)により速やかに報告し、その内容について、発注者の承認を得ることとする。ただし、発注者がすでに事前調査を実施している場合は、発注者、証言者との最終確認などになる場合がある。

(5) 収録

- ア 受注者は、収録に当たっては、編集責任者(ディレクター・インタビュアー)、カメラマン、音声・照明等の専門スタッフ計2人以上で構成する体制で行う。
- イ 発注者の担当職員(広島館もしくは長崎館)も収録に同席する。
- ウ 1日の収録スケジュールは、発注者の職員が公共交通機関等を利用して移動することを考慮して調整すること。原則、午前1名、午後1名とすることが望ましい。
- エ 証言者の体調などによりキャンセルが発生した場合、別の証言者に変更することにより、別途、収録日を設ける場合がある。
- オ 証言者の収録スケジュールは、原則、都府県ごとに調整することとするが、近隣の市町村で調整が可能な場合は、越県調整も可能とする。
- カ 収録は、原則、証言者が希望する場所(なるべく証言者の居住地域内とする。)で行い、収録時間(撮影の準備や後片付け等を除く。)は2時間程度以内を目安とする。なお、証言者が自宅以外の施設での収録を希望し、施設使用料等が発生した場合、受注者が負担する。
- キ 発注者の担当職員と受注者の業務責任者は、収録実施前に確認事項や問題点の整理を行う等、十分な打ち合わせの時間を持って、収録にあたる。

- ク 受注者は、証言内容に差別用語等の不適切な表現が用いられないよう、「記者ハンドブック（一般社団法人共同通信社編集）」の差別語、不快用語に掲載されている事例等に気を付けて、収録の際にチェックを行う。
- ケ 証言内容に固有名詞（人名や地名等）がある時は、整文作成に必要となるため、証言者に漢字を確認すること。
- コ 映像に使用するため証言者所有の写真や資料を撮影する場合は、使用方法を証言者に十分に説明し、承諾を得たうえで撮影し記録すること。また、写真に写っている家族の名前、撮影年等は間違いのないように十分に確認すること。
- サ 収録及び編集は、フルハイビジョンで行う。
- シ 収録は、編集責任者が前記（4）エで作成した事前調査票や発注者との事前打ち合わせ資料等を参考に証言者に質問し、それに対し証言者が答えるという形式で行う。
- ス 各収録後に、同行する発注者職員と撮影を行ったクルーとで簡単なミーティングを行い、証言ビデオ内容の確認を行う（例：証言ビデオに使用する部分やカットする部分などの大まかな内容の確認）。

（6）編集

- ア 受注者は、編集作業の進行管理及び実際の編集作業が無理なく計画通りに行われるよう、業務責任者の監督、指導を適宜行う。
- イ 編集後の時間（完成版の時間）は20～30分程度になるようにすること。
- ウ 編集に当たっては、
 - (ア) 冒頭には「ヒロシマ/ナガサキの証言」にふさわしいタイトル映像及び音楽を使用する。なお、使用映像、音楽などは受注者が準備し、発注者に事前に許可を得ること。
 - (イ) 冒頭のタイトル映像の後に、氏名、被爆地（爆心地からの距離）、被爆時年齢等を紹介するナレーションを入れる。紹介ナレーションは、冒頭に挿入することは必須だが、証言途中に効果的に挿入することも可能とする。
 - (ウ) ナレーション時に被爆地（爆心地からの距離）を紹介するときには、観た者にとってわかりやすくなるような地図を挿入する。
 - (エ) 冒頭ナレーション部分には、そのほか、証言年月、証言時年齢等もテロップで挿入する。
 - (オ) 証言映像は、前記（4）ウに従って編集し、各項目別に小見出しのテロップを挿入する。
 - (カ) 証言内容に適合する関連資料（証言者に関連する写真、原爆に関する資料写真・地図、証言者の暮らしていた付近の風景等）を証言中の画面上で効果的に用い、適宜テロップも活用する。
 - (キ) 証言映像終了後には、「制作」、「企画・著作」等のテロップを入れる。
- エ 紹介ナレーションについては、読み上げ原稿を事前に発注者に提出し、承認を得ること。なお、ナレーターの性別は問わないが、受注者はナレーター候補者の音声サンプルを発注者に提出し、発注者の承認を得ること。
- オ 映像を効果的なものにするため、オープニングに使用する地図、映像内で使用する関連写真、資料については、収録後、適宜、業務責任者が証言内容に合うものを選定し、発注者の許可を得ること。具体的に資料の提示ができない場合、発注者と協議し決定することとする。
- カ 映像内で使用する写真、資料については、著作権法上、原則、トリミングをしない。

- キ 受注者は、収録後30日以内（土・日曜日、祝休日を除く。）に、Microsoft Wordで作成した未編集映像の素起こし文章から採用する部分に色マーカーを付した仮編集原稿データ（様式は発注者が指示。文頭に証言者名を記載し、内容により段落を分け、段落毎にタイムコード（以下「TC」という。）を付す）とともに編集前映像（未編集映像）及び仮編集映像を、できたものから順次発注者に提出すること。提出方法は、メール、DVD-Romなど形式は問わない。
- ク 編集責任者の責任のもと編集した仮編集版を発注者に提出し、発注者の承認を得ること。その際、仮編集後の全文起こし（おまかせTC付）を合わせて提出する。
- ケ 前記キの時点で冒頭のタイトル映像及び音楽、紹介ナレーション等はなくても構わないが、別途、発注者の承認を得ること。
- コ 冒頭のタイトル映像（パッケージデザインを含む。）及び音楽、紹介ナレーション、地図及び被爆場所の位置、小見出し及び資料説明のテロップのフォント・ポイント・バランス（のサンプル）、字幕のフォント・ポイント・バランス（のサンプル）及び資料の表示時間の長さ等詳細の部分等については、提出の順序は特に指定しないが、受注者が提出し、発注者の承認を得ること。
発注者がすべてを承認した後に、受注者は本編集に入る。本編集版についても各証言者のデータを提出し、発注者の承認を得ること。
- サ 発注者の担当者と受注者の編集責任者は、編集作業に入る前に、編集の際の留意点等について双方で確認を行い、共通の認識のもとで編集作業が行えるように、事前に十分な協議時間を持つこと。
- シ 編集の過程で複製した証言映像及び関連資料は、納品及び検査完了後に、受注者が責任を以つて消去すること。（収録したXDCAMなどを再利用することのないように、細心の注意を払うこと。）

（7）全文起こし等作業内容等

ア 未編集映像版の全文起こし、イ 仮編集映像版の全文起こし、ウ 完成版の全文起こし、エ 完成版の整文（日本語字幕用文章及び字幕表示時間の割付）の作成を行う。作業内容は以下のとおりとする。

ア 未編集映像版の全文起こし

「エー」「アノー」などの不要語も含め、すべて聞こえたとおりに文章に書き起こし、Microsoft Wordで作成し、収録後30日以内（土・日曜日、祝休日を除く）に、編集前映像（未編集映像）と一緒に順次提出すること（様式は発注者が指示。文頭に証言者名を記載し、段落毎のタイムカウント（TC）も付す。原則として、日本語による証言内容を忠実に起こす。）。また、「記者ハンドブック（一般社団法人共同通信社編集）」を参考に、漢字表記やひらがな表記について、出来るだけ確認を行うこと（例：人を捜す、場所を探す、など、「さがす」でも意味により使用漢字が違う場合などの確認を行う）。

イ 仮編集映像版の全文起こし

編集したとおりにすべて文章に書き起こし、Microsoft Wordで作成し、収録後30日以内（土・日曜日、祝休日を除く）に、編集前映像（未編集映像）と仮編集映像とと一緒に提出すること（様式は発注者が指示。文頭に証言者名を記載し、段落毎のTCも付す。原則として、日本語による証言内容を忠実に起こす。）。

ウ 完成版の全文起こし

ナレーションを含め、すべて聞こえたとおりに文章に書き起こし、Microsoft Word で作成する。 様式は発注者が指示する。文頭には証言者のプロフィール等（「タイトル」「証言者名」「証言時の年齢」「爆心地からの距離」）を、また、小見出しタイトルも記載する。

エ 完成版の整文（日本語内容ガイド文）

前記ウでデータ入力を行ったものとは別に、不要語、言い誤り、重複、欠落などを適宜修正し、証言者の意図を損なわず、かつ読みやすく公表するのにふさわしい文章に整え、Microsoft Word で作成する。

発注者の校正後、同整文を館内の閲覧システム登録するため、Microsoft Excel に 100 文字を上限に（証言者のプロフィール等（「タイトル」「証言者名」「証言時の年齢」「爆心地からの距離」）は除く。）TC とあわせて入力する（ナレーション部分と小見出しの部分も含めること）。なお、TC は実際の証言映像に合わせることとする。（様式は発注者が指示）。

オ 各個人ごとに別ファイルとし、ファイル名は、「証言者コード+証言者名(漢字)」とする。

カ 全文起こし及び日本語内容ガイド文作成に係る留意事項

別紙3のとおり

(8) 成果品

	区分	内 容	時間	予定人数	予定量	備 考
①	マスター映像 (長期保存用)	1本に1人	20~30 分程度	20人	20本	フルハイビジョン XDCAM 完成映像
		1本に1人	20~30 分程度	20人	20本	フルハイビジョン XDCAM 白完パケ
②	祈念館保存用	1枚に1人	20~30 分程度	20人	40枚 (各20枚)	ブルーレイディスク 及び DVD ビデオ
③	祈念館システム 登録用 上記②のWMV形 式のデジタルデータ	1枚に1人	20~30 分程度	20人	20枚	DVD-R
④	資料館貸出用	1枚に1人	20~30 分程度	20人	20枚	DVD ビデオ
⑤	寄贈用 DVD	1本に1人	20~30 分程度	20人	20本/ 枚	DVD ビデオ
⑥	未編集映像	1本に1人	90 分程度	20人	20本	フルハイビジョン XDCAM

⑦	完成版の全文起こしと整文データ (日本語内容ガイド用文章)	/	/	/	1枚	発注者の指示に従う
⑧	県外在住被爆者証言ビデオ収録一覧表 (別紙4)	/	/	/	/	発注者の指示に従う

- ア XDCAMのマスター映像には全て未使用のものを使用すること。
- イ 未編集映像は、XDCAMを納品物とする。
- ウ フルハイビジョンで制作する①は、1人につきXDCAMの完全パッケージメディア（通称「完パケ」）1本と白完全パッケージメディア（通称「白完パケ」）1本とする。
なお、ここでいう「白完パケ」とは、音楽、ナレーション、地図、挿入画像資料、小見出し、最後の「制作」、「企画・著作」の画面は入ったままで、ナレーション時のテロップ、挿入資料説明のテロップを削除した状態のものをいう。
- エ ③のデジタルデータの詳細は、WMV、オーディオデータ形式が128kbps、44kHz stereo CBR、総ビットレートが5Mbps（ビデオビットレートは4,872kbps）以内、画像解像度が960×540、フレームレートが29.97/30fps（NTSC）とする。
- オ アスペクト比はすべて16：9とする。
- カ ②祈念館保存用ブルーレイディスク及びDVD、④資料館貸出用DVD、⑤寄贈用DVDのパッケージには、それぞれ「ヒロシマ／ナガサキの証言」ビデオにふさわしい写真やイラスト等を入れたデザインを作成し、DVD用のトールケースに納める。③祈念館システム登録用については、クリアケースで納品する。なお、写真等については受注者で準備する。
- キ ③祈念館システム登録用以外の各ケースの背表紙・表側には、タイトル、証言者の名前、被爆時の年齢、爆心地からの距離、収録年月日、収録時年齢、ビデオ番号を表示する。ビデオ番号については、発注者が指定する。
また、納品するXDCAM、ブルーレイディスク、DVDにも、それぞれ適切に表示を付す。

5 納品場所

- (1) 制作した広島被爆者の被爆者証言ビデオ一式
広島市中区中島町1番6号
国立広島原爆死没者追悼平和祈念館
- (2) 制作した長崎被爆者の被爆者証言ビデオ一式
長崎市平野町7番8号
国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館

6 報告事項及び検査完了期日（期限）

受注者は、次の事項に関わる各種書類を発注者に提出する。

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、業務責任者（ディレクター・インタビュアー）、カメラマン、音声、照明等の専門スタッフ全ての従事者の氏名等を報告するものとする。これらに変更があったときも、また同様とする。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに委託契約約款第6条に基づき、委託業務実施計画書（別紙5）を提出し、発注者の承認を受けること（その際、作業内容を十分確認し、無理のない計画をたてること）。
- (3) 委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書（別紙6）の提出期限、発注者による検査完了期日（期限）は、業務が完了した日から起算してそれぞれ10日目、20日目（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。成果物について発注者の検査を受け、不合格と認められた製品については速やかに取り替え、再度の履行確認検査を受けるものとする。

7 契約不適合責任

- (1) 受注者は、業務を完了した後において、業務の目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。
- (2) 前記（1）の場合において、発注者がその不適合を知った時から2年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前記（1）の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。
- (3) 前記（1）の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - ① 履行の追完が不能であるとき。
 - ② 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ③ この契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前記（3）③に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

8 守秘義務

- (1) 受注者は、業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解消後も、同様とする。
- (2) 受注者は、業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 著作権の帰属等

- (1) 受注者は、成果品（制作過程において生じた収録テープ等を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、成果品が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作者人格権（同法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

10 その他

- (1) 発注者からの貸与品は、本業務以外で使用してはならない。また、業務完了後は直ちに貸与品を返却すること。
- (2) この仕様書に定めるもののうち、特別な事情が生じた場合、双方協議のうえ、仕様条件を変更することがある。
- (3) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者で協議して定めるものとする。